

令和6年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

令和6年2月22日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第2号 環境都市宣言の制定について
- 日程第6 議案第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第7 議案第4号 瑞穂市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第5号 瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第8号 瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第9号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第20 議案第17号 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第21 議案第18号 令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第19号 令和5年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第20号 令和5年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第21号 令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）

- 日程第25 議案第22号 令和6年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第26 議案第23号 令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第24号 令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 令和6年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第29 議案第26号 令和6年度瑞穂市下水道事業会計予算
- 日程第30 議案第27号 市道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番	広 瀬 守 克	2 番	藤 橋 直 樹
3 番	若 原 達 夫	4 番	北 川 静 男
5 番	関 谷 守 彦	6 番	森 健 治
7 番	森 清 一	8 番	馬 渕 ひろし
10 番	今 木 啓一郎	11 番	杉 原 克 巳
12 番	棚 橋 敏 明	13 番	庄 田 昭 人
14 番	若 井 千 尋	15 番	広 瀬 武 雄
16 番	若 園 五 朗	17 番	松 野 藤四郎
18 番	藤 橋 礼 治		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

9 番 松 野 貴 志

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	磯 部 基 宏
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	臼 井 敏 明
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	広 瀬 進 一	健康福祉部長	佐 藤 彰 道
都市整備部長	桑 原 秀 幸	環境水道部長	矢 野 隆 博
教育委員会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者	清 水 千 尋

監 査 委 員

事 務 局 長 今 木 浩 靖

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 久 野 秋 広 書 記 河 野 和 泉

書 記 廣 瀬 潤 一

開会及び開議の宣告

○議長（庄田昭人君） 改めて、皆様、おはようございます。

初めに、このたび本市議会議員が詐欺の容疑で逮捕されましたことは大変遺憾であり、市民の皆様をはじめ、多くの方々に御心配と御迷惑をおかけしていること、議会を代表して心から深くおわび申し上げます。

本市議会といたしましても、市民の皆様からの信用と信頼を失墜させた今回の事態を非常に重く受け止めており、逮捕された翌日には早速、議会全員協議会を開催させていただき、各議員から多くの意見をいただきました。

そして、今回の事態に議会として取るべき対応、取り得る対応について慎重に協議を進めていく所存でございます。今後につきましては、議員一人一人が姿勢を正して、それぞれの立場と職責を再認識し、本市議会を挙げて議会の信頼回復に努めてまいりますので、市民の皆様には何とぞ御理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから、令和 6 年第 1 回瑞穂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（庄田昭人君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号17番 松野藤四郎君と18番 藤橋礼治君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（庄田昭人君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月15日までの23日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 3 月15日までの23日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

4 件報告します。

初めに、閉会中の議員辞職の許可について報告します。

去る2月14日、議会閉会中に9番 松野貴志君から一身上の都合と体調不良で令和6年2月29日をもって瑞穂市議会議員の職を辞したいとの願いが提出されています。地方自治法第126条の規定により、2月19日にこれを許可いたしました。よって、会議規則第148条第2項の規定により報告します。

続いて2件、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（久野秋広君） 議長に代わり2件報告します。

1件目は、東海市議会議長の報告です。

去る2月5日に第303回東海市議会議長会理事会が稲沢市の豊田合成記念体育館で開催され、議長と私の2人が出席しましたので報告します。会議では、前回会議での報告から本会議までの会務報告の後、学校給食費の無償化についてや令和6年度東海市議会議長会会計予算など14議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。なお、次回の東海市議会議長会定期総会及び理事会は4月18日に岐阜市で開催される予定です。

2件目は、2月8日、第234回全国市議会議長会理事会及び第116回全国市議会議長会評議員会合同会議が東京の都市センターホテルで開催され、議長と私が出席しました。会議では、前回会議での報告から本会議までの一般事務の報告があり、その後、令和6年度本会会計予算（案）など4議案が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。なお、次回の第100回全国市議会定期総会は令和6年5月22日に東京国際フォーラムにて開催される予定です。

以上、報告を終わります。

○議長（庄田昭人君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思います。

続きまして、令和6年第1回もとす広域連合議会定例会について、棚橋敏明君から報告願います。

12番 棚橋敏明君。

○12番（棚橋敏明君） おはようございます。

議席番号12番 棚橋敏明でございます。

ただいま議長より御指名をいただきましたので、令和6年第1回もとす広域連合議会定例会について、代表して報告いたします。

今定例会は、1月23日から2月6日までの15日間の会期で開催されました。

今定例会に、当初、広域連合長から提出された議案は、条例の一部改正1件、令和5年度補正予算3件、令和6年度当初予算3件で、最終日に追加議案として条例改正2件が提出され、合計9件でございました。

条例の一部改正のもとす広域連合監査委員条例の一部を改正する条例については、地方自治

法の一部改正に伴い、関係条例の改正を行うものでした。

また、もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法第129条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの保険料率の設定を行うため、所要の改正を行うものでした。

また、もとす広域連合指定居宅介護支援などの事業の人員及び運営などに関する基準を定める条例などの一部を改正する条例については、介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき、指定居宅サービスなどの事業の人員、設備及び運営に関する基準などの一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでした。

令和5年度補正予算については、一般会計で122万4,000円、介護保険特別会計では925万8,000円をそれぞれ増額し、老人福祉施設特別会計で1,805万8,000円を減額するものでした。

令和6年度当初予算については、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の合計が99億1,990万円となり、令和5年度の当初予算に比べて金額で2億1,600万円、率にして2.2%の増となりました。

なお、令和6年度の当市の負担金は3つの会計の合計で7億3,255万3,000円となり、令和5年度に比べて金額で2,718万5,000円、率にして約3.7%の増加となりました。

当初提出されました議案7件は、所管の常任委員会で審査または協議が行われ、2月6日の定例会最終日、委員長報告の後、質疑・討論・採決を行い、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

また、最終日に提出されました議案2件については、委員会付託を省略し、質疑・討論・採決を行い、原案のとおり可決されました。

以上で、令和6年第1回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

なお、今定例会の議案書及び詳細な資料は議会事務局に預けてありますので、御希望の方はぜひ御覧くださいませ。以上、報告させていただきました。

○議長（庄田昭人君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（庄田昭人君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

それでは、2件の行政報告をさせていただきます。

初めに、令和6年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会について報告をします。

令和6年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、昨日2月21日、岐阜市柳津公

民館大会議室において開催され、瑞穂市の議員として出席しましたので、その状況について報告いたします。

議案は7件であり、概要は次のとおりであります。

最初に、議案第1号令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,374万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、市町村からの事務費負担金が2億7,077万9,000円、財政調整基金の預金利子による財産収入が1,000円、前年度の繰越金が4,000万円、職員宿舍入居料、職員駐車場使用料等の諸収入が296万1,000円であります。

歳出につきましては、議員報酬等の議会費が174万8,000円、職員の人件費等の総務費が3億1,099万3,000円、予備費が100万円であります。

次に、議案第2号令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算総額をそれぞれ3,051億9,669万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、市町村で徴収した保険料等を含む市町村支出金が592億1,041万2,000円、療養給付費等の公費負担分として国庫支出金、県支出金が1,232億8,241万5,000円、現役世代からの支援金である支払基金交付金が1,180億8,625万2,000円、高額医療費の共同事業として特別高額医療費共同事業交付金が1億5,433万3,000円、繰越金が39億960万6,000円、第三者納付金等の諸収入が5億5,367万9,000円であります。

歳出につきましては、電算処理等の総務費が15億4,074万7,000円、療養給付費等の保険給付費が3,004億7,024万1,000円、特別高額医療費共同事業拠出金が1億5,448万1,000円、出産育児支援金などの支払基金拠出金が2億2,238万7,000円、こちらは新規の科目であります。

また、市町村に委託する保健事業費が16億9,438万4,000円、保険料の還付金及び還付加算金等の諸支出金が3,020万円、予備費が10億8,425万7,000円であります。

次に、議案第3号令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,946億6,992万8,000円とするものであります。令和4年度特別調整交付金のうち、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る補助対象事業費が確定したため、精算するものであります。

次に、議案第4号岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正及び岐阜県最低賃金の改正に伴い、パートタイ

ム会計年度任用職員の報酬額及び期末手当の支給率の上限を改正するため、また、地方自治法の一部改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第5号岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部改正に伴い、育児休業中のパートタイム会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和6年度及び令和7年度における保険料率、保険料賦課限度額及び保険料均等割額の所得判定基準を改定するため、また、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけされたことにより、当該感染症の影響を受けた被保険者への保険料減免等に対する財政支援が終了することを受けて、本条例に規定する保険料減免等の要件から削除するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第7号岐阜県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の作成についてであります。

第3次広域計画が令和5年度で計画期間が終了するため、地方自治法第291条の7の規定に基づき、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする第4次広域計画を作成するものであります。

以上7議案は、質疑・討論なく、採決の結果、全て可決されました。詳細につきましては、市民部医療保険課に資料が保管されていますので御覧いただければと思います。

次に、報告第2号専決処分の報告について（損害賠償）を報告します。

令和5年11月27日午後4時頃、瑞穂市穂積1775番1地先にて、職員が肩がけ草刈り機で除草していた際、小石が跳ね、近くのコンビニエンスストアの駐車場に駐車していた車両の運転席側の窓ガラスに当たり破損した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したものであります。

以上、2件について行政報告をさせていただきました。

○議長（庄田昭人君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 議案第2号から日程第30 議案第27号までについて（提案説明）

○議長（庄田昭人君） 日程第5、議案第2号環境都市宣言の制定についてから日程第30、議案第27号市道路線の認定についてまでを一括議題とします。

市長提出議案につきまして提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 本日、令和6年第1回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位に御出席を賜りましたことをお礼を申し上げます。

今年は市内でも雪が積もる日があるなど、各地で大雪や寒い日が続いておりましたが、立春が過ぎ、日に日に暖かさを感じるころであります。議員、市民の皆様方に余寒のお見舞いを申し上げます。

元日に発生しました石川県能登半島を震源とする地震で犠牲になられた皆様には、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、大変寒い中、453か所の避難所に身を寄せられている約1万3,000人の方々にお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興を願っています。

今後もいつどこで発生するか分からない災害に備えて、職員一人一人が常日頃から危機管理意識を高く持ち、危機管理体制のさらなる強化に努めてまいりますので、議員各位の御理解、御協力も賜りますようお願い申し上げます。

現在、被災地への支援については、岐阜県と連携を取りながら当市においても職員を派遣し、被害住家の調査や避難所運営などの支援を行っておりますが、今後も引き続き支援を行ってきたいと考えております。

市民の皆様には、地震発生時に御自分の判断で安全な場所に避難するなど、自分の命は自分で守っていただくことが一番大切なことと機会あるごとにお話をしています。御家族などと避難するタイミングや避難経路・避難場所など、いま一度御確認をよろしくお願いをいたします。

話題は変わりますが、2月14日、大阪府の新型コロナウイルス無料検査事業をめぐり、検査キットの仕入れ費用を水増しした容疑で松野貴志議員が逮捕されました。企業人としての取引となりますが、市議会議員としての社会的責任がありますので、詳細は分かりませんが、事実であればとても残念でなりません。

それでは、開催に当たり、私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

令和6年1月26日に閣議決定された令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度では、引き続き、新しい資本主義の旗印の下、社会課題の解決に向けた取組、それ自体を成長のエンジンに変えることによって、民間需要主導の持続的な成長とデフレからの脱却、成長と分配の好循環の実現を目指しております。

総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した賃上げをはじめとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等が相まって、民間需要主導の経済成長が実現することが期待され、令和6年度の実質GDP成長率は1.3％程度、名目GDP成長率は3％程度、消費者物価は2.5％程度の上昇率になると見込まれています。

一方で、消費者の意識調査となります1月の消費動向調査の消費者の態度指数は、12月より0.8ポイント上昇した38で、消費者マインドの基調判断は「改善している」と上方修正されました。1年後の物価に関する見通しで、最も回答が多かったのは「5％以上の上昇」が38.4％

で、消費者の物価予想についても「上昇する」と見込む割合は9割を超えています。

また、1月25日に発表された国の月例経済報告によると、景気は、このところ一部に足踏みも見られるが緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くと期待される。ただし、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響を十分留意する必要があるとされています。

さて、昨年に閣議決定された国の令和6年度の予算案を見てみますと、予算規模は112兆717億円で、過去最大であった令和5年度当初を下回り、減額編成は12年ぶりになります。歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れをつかみ取るための予算と位置づけ、物価に負けない賃上げを目指し、新型コロナウイルス対策で膨らんだ歳出を平時に戻していく方針を打ち出し、経済再生と財政健全化を目指しています。

令和6年度、国の予算における地方財政対策では、全体規模として、対前年比プラス1.7%で計画されています。地方税は0.3%減しておりますが、地方特例交付金等の421.9%増を中心に全体規模は拡大となり、地方交付税については5.3%の増、臨時財政対策債は54.3%の減が見込まれております。

社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民のニーズを的確に捉えつつ、子ども・子育て政策の強化などの様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について令和5年度を上回る額が確保されました。この中には、脱炭素化推進事業債や緊急防災・減災債など、交付税算入のある有利な地方債のメニューがありますので、積極的に活用していく必要があります。

そこで、令和6年度瑞穂市の方針としては、まず今後の財政状況を的確につかむことが重要となります。市の基幹収入である地方税は、コロナ禍の3年間を乗り越え、景気も緩やかな回復が続く見通しであるため、勤労世帯の賃上げ等による給与所得の増により増加を見込みましたが、国の定額減税の実施などにより、地方税全体としては減少すると予想しています。なお、国の定額減税による減収分は、国費である地方特例交付金で全額補填される見込みとなっています。

また、地方交付税は、さきの地方財政対策により増額を予想しており、交付税措置のある市債を活用するなど、財源を考えながら3つの方針で進めております。

1点目は、地方創生の3つの拠点をさらに飛躍させたいと考えております。

まず、サンコーパレットパークですが、官民それぞれの手法を用いて企画した子供たちを中心としたイベントが多く開催され、市内だけでなく市外からも大勢の方に来ていただける拠点

として定着してきました。また、瑞穂市中山道まちづくり基本構想に基づいた社会実験や、閑散期におけるイベントなどを工夫して行ったところ、多くの人が集い、確かな手応えを感じることができました。今後も引き続き中山道まちづくり構想へとつなげていくよう進めてまいります。

次に、犀川遊水地整備事業については、犀川遊水地グリーンインフラ基本構想の実現に向けた課題抽出のために、昨年の夏と秋にさい川さくら公園一帯において社会実験を実施しました。この結果などを踏まえて、関係者を構成する検討委員会を組織し、（仮称）犀川・五六川周辺かわまちづくり計画の策定に向けて進めております。

最後に、ＪＲ穂積駅周辺整備ですが、市の玄関口である駅周辺地域の魅力の向上や多様な課題に対応するため、瑞穂市ＪＲ穂積駅周辺整備基本計画に基づき、駅南地区の土地区画整理事業の実施に向けた都市計画決定の手續や地権者協議会での計画検討等を進めてまいります。また、ＪＲ穂積駅へのアクセス道路の整備として、主要地方道北方多度線の別府交差点の改良事業につきましても、継続事業として計画どおり進めてまいります。

２点目は、今年は合併から20年の節目を過ぎ、今後の瑞穂市にとって新たな一歩が始まる大切な年となります。先人の皆さんから受け継いできた美しい自然や、伝承・文化を大切に継承しながら、未来に向かって進めていけるよう、「人権の尊重」「平和の維持」「環境の改善」の３つの柱の下、次代を担う世代につないでいきたいと考えております。これからの瑞穂市を見据えて計画する年として、10年先はどんな社会になるかを見据えて、「ウェルビーイングみずほ～持続的な幸福の実現～」を目指し、どんな瑞穂市にしたいか考えていく計画の年になると思います。

３点目は、私のマニフェストである「健幸都市みずほ」の施策の推進です。令和５年度から引き続き、市民の皆さんが健康で生きがいを持ち、幸せな暮らしが送れるよう、老人福祉・児童福祉の充実について、可能な限り進めてまいります。

それでは、令和６年度予算案を上程するに当たり、新年度に向けた施策、事業概要の説明を申し上げます。

予算の総額は、全会計で319億4,299万3,000円、前年度対比14.3%の伸びとなり、一般会計においては217億7,000万円、前年度より23億5,000万円の増、前年度対比12.1%増で、過去最大の予算規模となりました。

令和６年度は第２次総合計画の後期計画の４年目として、引き続き瑞穂市の将来像「誰もが未来を描けるまち瑞穂」を達成するため、この後期計画の基本目標に沿った形で実行をしてまいります。

まず、基本目標１「安全で安心して暮らせるまち」のため、治水・防災の分野での主要事業として、古橋地内遊水池第３期整備事業等の河川施設整備事業に２億8,566万4,000円、牛牧排

水機場改修事業に1億1,000万円、防災の備蓄、避難所への給水対策に1,968万7,000円、防災行政無線のデジタル化整備工事では5,892万9,000円を計上いたしました。交付税算入のある有利な地方債である緊急自然災害防止対策事業債や緊急防災・減災事業債等を活用する事業となります。

続いて、基本目標2「便利で快適に暮らせる美しいまち」における都市基盤の分野での主要事業として、地方創生の3つの拠点事業の一つとなるJR穂積駅周辺整備事業です。ソフト・ハードの両面から1億4,811万5,000円を計上しました。JR穂積駅周辺の活性化や利便性の向上などを目指し、今年度も取組を進めてまいります。

交通基盤の分野においては、（仮称）美江寺歩道橋第1期整備事業に8,008万5,000円計上いたしました。

また、私のマニフェストでもある水路転落防止柵の設置や狹隘道路の整備、道路舗装などの道路維持補修工事は4億5,666万5,000円計上し、市内の安全・安心な環境整備を進めます。

続いて、基本目標3「心が通う助け合いのまち」では、高齢者の分野で、引き続き高齢者タクシー利用助成など、きめ細やかな行政サービスの充実にも取り組んでいきます。

児童福祉の分野では、子ども家庭センター事業費に2,198万5,000円計上しました。

医療・健康分野では、特定不妊治療費（先進医療）の助成事業に250万円、糖尿病対策・慢性腎臓病対策事業に78万5,000円計上しました。

続いて、基本目標4「夢あふれ希望に満ちたまち」の子育て分野においては、公私連携型保育施設への移行に伴う施設整備補助金等に私立保育所補助金として4億5,556万3,000円を計上いたしました。

学校教育の分野では、市内小・中学校の施設整備費として4億479万8,000円を計上しております。中学校屋内運動場の空調設備工事などを実施する予定であります。

生涯学習の分野では、3つの拠点の1つとなる地方創生事業（中山道まちづくり基本構想推進分）に488万円計上をいたしました。中山道沿線の主要施設である小簾紅園とサンコーパレットパーク、そして美江寺宿等を観光等魅力発信拠点として、にぎわいを創出していきたいと思っております。

続いて、基本目標5「活気あふれる元気なまち」の商工業分野では、商工業の振興費の工場等設置奨励金として230万円を計上いたしました。瑞穂市企業立地促進条例に基づく固定資産税相当額となり、実質的な固定資産税を減免する措置になります。この奨励金が活用されることにより、市の産業振興につながり、ひいては将来的な市財政にも大きく寄与すると考えております。

また、地域振興券事業費に853万8,000円計上しています。

最後に、共通目標として、財政運営分野において、歳入におけるふるさと応援寄附金を本年

度の実績から6億5,000万円と見込んだことから、その寄附金報奨事業として3億2,500万円を計上いたしました。

歳出全体において、古橋地内遊水池第3期整備事業や中学校屋内運動場空調設備工事などの大型事業のほか、障害福祉分野での扶助費も急激に増加をしております。令和6年度予算は、計画的に進めてきた事業等について着実に反映させ、環境や防災対策を重視した予算編成を行いました。義務的経費の割合が増大する中で、いかに投資的な事業へ割り当てるか考え、バランスを図りながらの新年度予算となっています。また、予算編成に当たり財源不足を将来に少しでも負担をかけないようにするため、市債については対象事業費が交付税算入措置のあるものを積極的に活用し、それ以外は基金の繰入れによる新年度予算編成となっております。

それでは、定例会開催に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程する議案は、環境都市宣言の制定に関する案件が1件、人事案件が1件、条例の制定及び改正に関する案件が12件、補正予算に関する案件が6件、令和6年度当初予算に関する案件が5件、市道路線の認定に係る案件1件の合計26件であります。

それでは順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

議案第2号環境都市宣言の制定についてであります。

一人一人が現実の自然環境や生活環境に目を向け、かけがえのない地球環境や愛する郷土の自然を守るため、人と自然が共生できる持続可能なまちを次世代に引き継げるよう、環境都市宣言の制定を行うものであります。

次に、議案第3号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員の水野良彦氏の任期が令和6年6月30日に満了となることから、引き続き水野良彦氏を、また平田芳子氏の任期が同日に満了となることから、新たに関谷典久氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第4号瑞穂市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてであります。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第13条第1項の規定に基づき、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うため、市条例の制定を行うものであります。

次に、議案第5号瑞穂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第6号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市総合計画等評価審議会及び瑞穂市子ども・子育て会議に係る規定における所要の改正、

瑞穂市老人福祉計画策定・推進委員会及び瑞穂市地域ケア会議の改組並びに瑞穂市人権尊重のまち推進審議会の設置を行うため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第7号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

市議会議員の議員報酬の額について、瑞穂市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第8号瑞穂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第9号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

戸籍法の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、新たに戸籍謄本等の広域交付等に係る手数料を定めるため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第10号瑞穂市給食センター条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市給食センター運営委員会委員の委嘱の基準について明確にするため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第11号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第12号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

下水道法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、除害施設の設置基準の強化を行うため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第13号瑞穂市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

住宅に困窮する低額所得者が市営住宅への入居に支障が生じることがないように入居手続に伴う保証人の要件を廃止し、所要の改正を行うため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第14号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてであります。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第15号瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、市条例を改正するものであります。

次に、補正予算であります。一般会計につきまして、一部の事案を先に御審議をいただくため、分割して提案をさせていただきます。

議案第16号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,703万5,000円を増額し、総額222億4,775万5,000円とするものであります。

また、2件の繰越明許費の追加補正をするものであります。

今回の補正予算は、国が新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置としての様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす給付制度であります。そのうち、年明け以降速やかに開始しなければならない住民税均等割課税世帯に対する物価高騰対策として1世帯当たり現金10万円を支給する事業に2億380万円、低所得者の子育て世代に対する物価高騰対策として世帯内で扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を給付する事業に6,323万5,000円増額するものであります。

次に、議案第17号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5億6,499万1,000円を減額し、総額216億8,276万4,000円とするものであります。

また、13件の繰越明許費の追加、4件の債務負担行為の変更、7件の地方債の追加及び変更の補正をするものであります。

今回の補正予算の歳出としては、事業の完了、事業費の確定により5億6,499万1,000円を減額するものであります。

歳入の主なものは、市税で2,310万円、株式等譲渡所得割交付金で2,000万円、地方消費税交付金で1,500万円、地方交付税で1億3,501万8,000円、寄附金を2,045万9,000円それぞれ増額するのに対し、国庫支出金及び県支出金で1億2,488万7,000円、市債で1,910万円を減額し、歳入歳出予算の調整等で繰入金6億3,158万6,000円を減額するものであります。

次に、議案第18号令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,104万7,000円を増額し、総額47億7,936万6,000円とするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費を1億3,036万9,000円増額、保健事業費を643万円減額するものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税を3,561万8,000円減額し、県支出金を1億2,797万6,000円、繰入金を2,756万8,000円増額するものであります。

次に、議案第19号令和5年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ180万6,000円を減額し、総額2,536万9,000円とするものであります。

歳出は、農業集落排水事業費180万6,000円を減額し、歳入の主なものとしては、一般会計からの繰入金174万2,000円を減額するものであります。

次に、議案第20号令和5年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第3号）であります。

収益的収入及び支出において、収入を482万円減額し、支出を4,269万8,000円減額するものであります。

資本的収入及び支出において、収入を2,002万4,000円減額し、支出を9,500万4,000円減額するものであります。

次に、議案第21号令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）であります。

収益的収入及び支出において、収入を3,007万2,000円減額し、支出を610万6,000円減額するものであります。

資本的収入及び支出においては、収入を3億8,276万3,000円減額し、支出を3億8,346万3,000円減額するものであります。

次に、議案第22号令和6年度瑞穂市一般会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ217億7,000万円と定めるほか、6件の債務負担行為、18件の地方債を設定するものであります。

歳出の主なものは、予算額順に民生費が88億1,225万円と最も大きくなっております。これは、障害者福祉費、老人福祉費、児童手当費、保育所費などの社会保障経費によるものになります。

次に、総務費が33億5,756万円となっており、主なものは、総務管理費の自主運営バス事業費、本庁舎管理費、ふるさと応援寄附金における報奨事業及び庁舎建設の基金積立事業となっております。

次に、教育費では、公私連携保育所施設整備補助金や中学校屋内運動場空調設備工事などで27億4,042万3,000円、土木費が25億9,147万3,000円、衛生費が16億9,254万6,000円の順となっております。

次に、歳入の主なものは、市税、地方交付税等の一般財源が122億4,811万5,000円、負担金、使用料等が4億2,449万9,000円、国・県支出金が45億4,008万1,000円、寄附金が6億5,108万円、市債が13億6,780万円となっております。

さらに財政調整基金、公共施設整備基金、ふるさと応援基金の活用により、繰入金を15億

1,783万4,000円としております。

次に、議案第23号令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億8,206万7,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、保険給付費33億219万1,000円、国民健康保険事業費納付金12億8,485万6,000円、保健事業費6,959万7,000円であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税8億6,355万3,000円、県支出金33億4,860万8,000円、繰入金5億6,400万6,000円であります。

次に、議案第24号令和6年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,171万2,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金7億3,464万3,000円、保健事業費3,402万2,000円であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料5億7,861万3,000円、繰入金1億7,494万7,000円であります。

次に、議案第25号令和6年度瑞穂市水道事業会計予算であります。

地方公営企業法第24条第2項の規定により議会に提出するもので、業務の予定量を給水戸数2万100戸、年間総給水量507万3,000立方メートルとしました。

収益的収入及び支出においては、収入予定額を6億2,726万9,000円、支出予定額を6億1,122万6,000円と定め、資本的収入及び支出においては、収入予定額を2億1,236万2,000円、支出予定額を4億7,457万4,000円と定めるほか、1件の債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第26号令和6年度瑞穂市下水道事業会計予算であります。

業務の予定量を接続戸数1,015戸、年間総排水量30万4,000立方メートルとしました。

収益的収入及び支出においては、収入予定額を3億5,821万7,000円、支出予定額を2億1,326万円と定め、資本的収入及び支出においては、収入予定額を31億9,312万円、支出予定額を33億1,015万4,000円と定めるほか、1件の債務負担行為、1件の企業債を設定するものであります。

最後に、議案第27号市道路線の認定について。

市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するものであります。

瑞穂市市道の認定に関する基準の規定により、都市計画法に規定する開発事業に伴う管理引継ぎをする19路線を認定するものであります。

以上、26件の議案につきましての概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして適切な御決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げ、私の提案説明とさせて

いただきます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時40分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第3号、議案第9号及び議案第16号の3議案を会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案第3号、議案第9号及び議案第16号の3議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

議案第3号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 議案第3号人権擁護委員の候補者の推薦については、2名の委員について議会の意見を求められております。

そこでまず、水野良彦君を人権擁護委員の候補者とする件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となりました議案第3号人権擁護委員の候補者の推薦についてでございますが、この方というよりは、この人権擁護委員さんの構成についてお伺いをいたしたいと思っております。

今、資料のほうにもありましたように人権擁護委員法第6条第3項には、人格が識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に関わる者など及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、またはこれを支持する団体の構成員の中から人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定されております。

そこでお尋ねをいたしますが、今回の提案は2人とも学校の先生のようにございますが、現在の人権擁護委員の構成はどのようなになっているかお伺いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 現在の人権擁護委員さんの職歴でございますが、辞められる平

田芳子様は岐阜県の職員でございました。それ以外の方は岐阜県の教員を経験されていた方ということになります。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今、御説明をいただいたように、先ほど私が読み上げた人権擁護委員法第6条第3項には、教育者以外に社会事業家、報道新聞の業務に携わる者、弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体というふうに様々な団体から選ぶということも規定というか、そういったことを参考にとということでございますが、瑞穂市がなぜ学校の教員の方、この平田さんがまた代わられるので、全て学校の教員の方の経験者ということになりますが、この構成について市はどのように考えているのか、その見解を伺います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼します。

候補者の推薦についてですが、教員出身に限定をして人選をしているわけではございませんが、適任者ということで選定をした結果として教員出身の方が多くなっているという現状でございます。

また、推薦するに当たりまして、今の人権擁護委員の代表であります増田委員に相談をさせていただいて、やはり瑞穂市は人権教室を積極的に行っているということから、どうしてもやっぱり教員の方のほうそういったことにたけているということで、結果的に教員となっているということでございますので、特に教員の方を何としても探すとかそういう意味合いではございませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 内容は理解しますが、全員が教員であるということについては、一度お考えをいただく必要があるかなと思いますけれども、やはり様々な経験を持った方が、様々な立場から人権というものを守っていくということが必要ではないか、やはりバランスが大事だと私は考えておりますが、市の今後の見解、お考えをお聞きます。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 馬淵議員言われるとおり、いろんな職種の方に委員になっていただきたいというのは執行部としても思っておりまして、また今後、人権擁護委員さんとは別に人権に関する審議会も立ち上げる予定でございまして、そちらのほうで審議もいただきますので、バランスとしては、そちらも含めて人権に関して進めていくつもりでございますので、バランスは取れていくことになるかと思っております。

また、人権擁護委員に関しましても、今後はいろんな職種の方に声をかけて、できれば均等

の取れるようにしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決に併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いいたします。

これから、水野良彦君を人権擁護委員の候補者とする件を採決します。

人権擁護委員の候補者に水野良彦君を適任とする意見の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補者に水野良彦君を適任とすることに決定しました。

次に、関谷典久君を人権擁護委員の候補者とする件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、関谷典久君を人権擁護委員の候補者とする件を採決します。

人権擁護委員の候補者に関谷典久君を適任とする意見の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補者に関谷典久君を適任とすることに決定し

ました。

したがって、議案第3号人権擁護委員の候補者の推薦については、両名とも適任とすることに決定しました。

議案第9号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） これより、議案第9号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

今回の議案第9号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について、若干質問をさせていただきます。

この条例は戸籍法の一部を改正する法律等の関係で変更するという、そういうお話でございます。そして、基本的には従来の方法と並行して電子申請的なものを行っていくという、住民にとっては便利な方法を増やす、そういったような観点だとは思いますが。

ただ、そういった中で、そもそも全国を一本の、戸籍というのはそもそも各市町村ごとに管理をしてきて、特に個人のプライバシーというか、その最たるものというふうに言われてきました。それが国のほうで一本化すると、それを今回活用してさっきのようなサービスを増やしていくという、そういうお話だと思います。

ただ、そういった中で、やはり個人のプライバシーというか、それをしっかり守っていくことが非常に重要で、昨今でもマイナンバーカードをめぐる様々な問題も発生をしました。それから、様々な民間企業においても情報の漏えいとかそういった問題がひどくされているところであります。

恐らくそういったことを踏まえて、この新しい戸籍法では、新しく条を設けて、第121条あるいは121条の2で新設をして、市町村での取扱いについてしっかりとした必要な措置を講じなければならない、あるいは盗用してはならないとか、あと罰則規定では132条、133条を新たに設けて、これに違反したものについては懲役または罰金刑というのがわざわざ掲げをされてきていると、そういう意味で非常に重いものではないかと思えます。そういった意味で、この瑞穂市においてこういったこと取扱い、非常にこれまでも慎重にできてこられたと思えますけれども、今後そこら辺についてどのような考えをもって対処していかれるのかお尋ねしたいと思えます。

以上で質問をさせていただきました。

○議長（庄田昭人君） 臼井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 今、御質問のありました戸籍の管理の関係になりますが、従来ですと、議員言われたように各市町村ごとにデータを保存、保管、管理しておりました。これにつきまして、東日本大震災を機にですが、現地被災された市町村のほうで戸籍の一部が消失したというようなところもございまして、それでは今後ほかで災害が起きた場合に混乱を来すということもありまして、各市町村のデータを管轄の法務局にデータを送ると、そして法務局のほうは、全国で3つのサーバーを設けまして遠隔地のほうで保管するというような戸籍副本データ管理システムというもので運用してきておりました。

今回、戸籍法の一部改正をもちまして、全国で御本人さんが御自身の戸籍の証明などを取られるというようなサービス向上を機にやっております。ですので、従来から市町村のほうでセキュリティを通常よりも高めて管理しております。ちなみにそのシステムに関しましては、瑞穂市に関しましては、富士フイルムシステムサービス株式会社製のものを使っております。こちらのシステムは全国の7割のシェア、7割の自治体が導入しておるシステムになりますが、こういったベンダーによるシステム、こちらは法務省のほうで、戸籍システムによる認容の条件を満たすということが条件となっております。ですので、そこは法務省とベンダーであるメーカーとの連携に基づいて、情報漏えいがしにくい、しないというようなシステムになっております。

私ども市町村の窓口でこのシステムを使う際には、現時点ではですが、使う職員、市民課及び市民窓口課の職員に限定しておりますが、指紋認証とパスワードが必要な状態となっております。ほかの職員では一切触れないというような状態で運用しておりますので、先ほど言われましたように罰則規定等ございますが、そういったものに該当しないように十分注意して運用をしておるような状況です。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

議案第9号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第16号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） これより、議案第16号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となりました議案第16号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）について質疑をさせていただきます。

まず、提案に至った経緯をお伺いいたします。

この令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）というものを活用してやられる補正予算かと思えますけれども、この自治体職員向けQ&Aというもののの中に、なぜ今回の給付は重点支援地方交付金の中で位置づけられているのかと、なぜ国が全国一律に給付金を給付せず、自治体が重点支援地方交付金を活用した支援をすべきなのだろうかというところに、各自治体が給付の内容、そして給付の時期や手続、推奨事業と組み合わせた世帯当たりの単価の上乗せや対象世帯の拡大について柔軟に対応することで、きめ細かく効果的な支援を実施することが可能になるというふうに国からの回答があるわけですが、今回この、恐らく一般的というか、国から示された内容での提案となっているかと思えますけれども、この提案に至った経緯、どのように検討してそういうふうに提案してきたのか、お伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回、この補正予算を上げてきた経緯ということでございますが、こちらのほう国の施策でございます。国の施策として行うということでございます。市内にも低所得者の方たくさんお見えになります。できるだけ早急に物価高騰に対応して可処分所得を増やす、そのような事業につきまして積極的に関与していきたい、できるだけ早く支給してあげたいという思いで、国の指示どおりといっただけは何ですが、給付の開始めどに沿った形で今回の補正予算のほうを計上させていただいております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○８番（馬淵ひろし君） 今、この提案に至った経緯、早急にということを重視したということをおっしゃってみえたかと思うんですけれども、では、この地方創生臨時交付金のこの枠については、地方にどんな裁量があるのかお伺いします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 地方に裁量がということですが、私が持っております資料でございますが、裁量については特に記載がなかったと思います。

先ほど読まれたＱ＆Ａというのは、この交付金の関係でということだったんですが、私どもはそこはちょっと承知しておりませんので申し訳ございません。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○８番（馬淵ひろし君） これ、後ほど見ていただければと思いますが、令和５年度の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）低所得者支援及び定額減税補足給付金、自治体職員向けＱ＆Ａ、令和６年１月２４日版（第２版）というところから引用しておるわけですが、ここには地方の裁量が、給付の内容、現金または商品券、マイナポイント、その他現物ということも自治体で決められるそうですが、なぜ今回現金とされたのか、私としてはかきりん振興券ということも考えられたかと思うんですけれども、なぜ現金にしたのか、どのような検討があったのか伺います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼します。

今回の給付金でございますが、物価高騰対策ということで、速やかに対象者の方に給付をしたいという思いから現金にしたところでございます。かきりん振興券ということも想定はできますが、やはり準備に相当の時間がかかりますので、速やかな給付ということで現金とさせていただいたものでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○８番（馬淵ひろし君） 早急にということを重視したというふうに理解をさせていただきます。

もう一つ自治体の裁量としては、給付の時期や手続というのも自治体に任せられているということでございます。ここの資料には、デジタル活用による迅速化等というふうにご覧いただけます。

以前から私も申し上げておりますけれども、何度もこういった給付金事業は、２年前コロナが発生してから行われていると思います。そのたびに私は地域通貨というものの、いわゆる電子的なもの、そうしたものを使えないかという提案をずっとさせていただきました。そうすれば、

事務作業もスムーズですし、給付への時間もそんなにかからない。そして、その地域通貨は地域の中で循環して地域の経済を支え、国民の所得を増やし、そしてこの税金、税収のほうも増えていくと、そのように私は考えおりますけれども、このデジタル活用による迅速化ということはお考えになられたのか伺います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 特に今回は、デジタル化という視点については考慮をしておりません。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君に申し上げます。

質疑に当たっては自己の意見を述べる事ができないとなっておりますので、よろしくお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今の御質問は、私の意見を述べないと質疑にならないと判断しましたので述べさせていただきます。

次の質問でございますが、推奨事業と組み合わせた世帯当たりの単価の上乗せや対象世帯の拡大について柔軟に対応することが可能になるから、国が直接配るのではなく、地方を通して配るということにされているのがこの制度でございます。

我が瑞穂市の現状を市がどのように捉えていらっしゃるかということが大切かと思えます。住民の方、困っていらっしゃる方ももちろんいらっしゃると思うんですが、しっかりと地域循環するものをつくっていくというお考えがあるのであれば、かきりん振興券とかということも考えられるでしょうが、今回瑞穂市というのは、非常にお困りの方がほかの市町に比べて多いという判断で、まずすぐに手元にわたるということをお考えになられたということだと思いますけれども、この実情に応じた柔軟な対応というものを瑞穂市は考えたのか、今回提案に当たってですね、それを伺います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 今回の給付金は、国から大体その給付対象者も限定をしてきて、地方に給付しろと言ってきたものでございますので、それに準じて今回は瑞穂市として給付をさせていただくという決断をしたものでございます。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

議案第16号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午前11時07分